

○杵築市保育所保育料徴収規則

平成17年10月1日規則第56号

改正

平成18年3月24日規則第2号
平成19年3月30日規則第14号
平成19年9月13日規則第16号
平成20年3月24日規則第5号
平成21年3月27日規則第6号
平成22年4月1日規則第15号
平成26年10月1日規則第23号
平成28年3月31日規則第17号

杵築市保育所保育料徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第3項の規定により、市長が本人又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「保育料」という。）の徴収について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「扶養義務者」とは、民法（明治31年法律第9号）第877条に規定する者をいう。

(保育料の決定及び徴収)

第3条 保育料の額は、杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号。以下「条例」という。）により決定し、徴収する。

2 月の途中において法第24条第1項に規定する保育の実施又は保育の実施を解除された者の保育料の額は、日割計算とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、戸籍上の第2子3歳未満の児童の保育料の額は半額とし、第3子以降の3歳未満の児童の保育料の額は無料とする。

(保育料の減免)

第4条 市長は、前条に規定する保育料の決定に当たり、扶養義務者が次の理由により条例に定める保育料により難しい場合があるときは、その保育料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 災害を受け、又は病気にかかったとき。

(3) その他特にやむを得ないと認められる事実の生じたとき。

(保育料の納付)

第5条 保育料の納付は、その月分を月末までに納付するものとする。ただし、12月分については、25日を限度とする。

2 前項の納期限が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

(保育料の督促)

第6条 市長は、扶養義務者が納期限までに保育料を完納しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以降とする。

(保育料の滞納処分)

第7条 市長は、前条第1項の規定による督促を受けた扶養義務者が、前条第2項の期限までに当該督促に係る保育料を完納しないときは、法第56条第10項の規定に基づいて地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(滞納処分に関する事務)

第8条 市長は、前条の規定により保育料を滞納処分しようとするときは、地方自治法（昭和22年法

律第67号)第153条第1項の規定により、次に掲げる事務に係る国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する徴収職員の権限を保育料の収納事務を担当する職員に委任する。

(1) 滞納者の財産の差押に関する事。

(2) 滞納者の財産を調査するため、滞納者等へ質問し、又は検査すること。

(3) 滞納者等の住居等の捜索に関する事。

2 保育料の収納事務を担当する職員は、前項各号の事務を行うときはその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の保育所入所児に対する費用徴収規則(昭和44年杵築市規則第13号)、児童福祉第56条に基づく負担金徴収規則(昭和53年山香町規則第10号)又は大田村保育料負担金徴収規則(昭和54年大田村規則第3号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保育料の額についての取扱いは、平成17年度までの間は、なお合併前の規則の例による。

(合併前の大田村に地域における保育料の額の特例)

4 合併前の大田村の区域における保育料の額についての取扱いは、平成18年度及び平成19年度までの間は、別に定める保育所保育料徴収基準額表によるものとする。

(合併前の山香町の地域における負担金(保育料)の額の特例)

5 合併前の山香町の区域における戸籍上の実子の第2子3歳未満の児童の負担額(保育料)の額の取扱いについては、平成17年度までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月24日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月13日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第23号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の杵築市保育所保育料徴収規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。